ナンゾヤ改さんのコメントについて

ナンゾヤ改さんの、「宗教法人世界平和統一家庭連合の解散命令請求について（令和５年10月12日記者配布資料)」についてのコメントについて、以下の通り反論します。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/93975301_01.pdf

第１回（9/11）
所轄庁である文部科学大臣は、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「本件宗教法人」という。）について、解散命令請求を行うこととしました。
解散命令請求を行う判断に至った経緯や理由は、以下のとおりです。
（解散命令請求に至った経緯）
解散命令事由は、宗教法人法（以下「法」という。）に厳格に定められており、この事由に該当するかの判断に当たっては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠となります。
そのため、文化庁では、昨年１１月以降、法７８条の２の規定に基づき、本件宗教法人に対して、７回にわたり報告徴収・質問権を行使したほか、全国霊感商法対策弁護士連絡会（「全国弁連」）や被害者の方々からの情報収集等の対応を丁寧に進めてまいりました。
例えば、被害者等からの情報収集では、１７０人を超える全国の被害者等の方々から、本件宗教法人と関わりを持った経緯や被害状況等を伺うなどしてきましたが、長期間にわたり被害を受けて傷ついた結果、ご自身の気持ちの整理に時間を要するなど、様々なご事情を抱えておられる方が多く、文化庁としては、個々の心情に最大限、配慮しながら対応を行うこととなりました。
これらの報告徴収により得た資料、１７０人を超える被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段の解散命令事由に該当するものと判断しました。
その上で、憲法上の権利である信教の自由の保障の観点から、請求の判断に慎重を期するため、これまでの報告徴収・質問権行使に当たり諮問してきた宗教法人審議会に、宗教法人法の規定及びその趣旨の下、本件宗教法人に解散命令請求を行うことについて意見を聞いた結果、相当であるとの意見であり、所轄庁である文部科学大臣として解散命

令請求を行うことしました。

文化庁が解散命令を判断するに至る概略が述べられた。
以下はそれの更なる概略。

文化庁は家庭連合の活動の実態把握と具体的な証拠の積み上げを行ってきた。
具体的には、法７８条の２の規定に基づき、教団に対して、７回にわたり報告徴収・質問権の行使と、全国弁連や被害者双方から情報収集をした。
この時の被害者側からの情報収集は１７０人以上。
報告徴収により得た資料、被害者等へのヒアリング内容、その他の資料を精査した結果、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段の解散命令事由に該当するものと判断した。
請求の判断をより慎重を期するため、宗教法人審議会に、意見を聞いた結果、解散命令請求が相当であるとのことで、所轄庁である文部科学大臣として解散命令請求を行うこととした。

**【ナンゾヤ改さん】**
**文化庁からは 7 回の質問権の公使と被害者側からは 170 人以上の双方から事情を聴いた。**
**これまで家庭連合は被害者側からしか話を聞いていないと声を大にして主張してきたが、しっかりと 7 回にわたり教団からも報告徴収・質問権の行使をおこなっていた。**
**宗教審議会、つまり宗教関係者からも意見を聴いて「解散命令請求が相当」という意見であった。**
**このように文化庁はしっかりと手順を踏んでいる。**

**【小笠原】**
**文部科学省は、質問権を行使し、被害者側から 170 人のヒアリングを行ったと言っている。しかし質問権は、一方的に家庭連合の組織の体制など調査するものであって、家庭連合の信者の意見を聞くものではない。そもそもどのような質問がなされたか、信者にはわからない。**
**信者の 2 万人の嘆願書も受け取らず、郵送することとなった。要するに信者の人権がど**

**のように損なわれるかについて、文部科学省は調査もしていない。信教の自由に配慮するという宗教法人法第１条第２項「憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従つて、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない。」に反している。**

**さらに、宗教法人審議会の意見と聞いたというが、その議事録は非公開とされ、開示請求の結果開示されたが、議事内容は全て墨消しされて、一切が闇のままとなっている。**

**このような手続きは、正当なものとは評価できず、不当であると言わざるを得ない。**

第２回、第３回は、見つけることができませんでした。

第４回（9/14）

（「法令に違反」について）

○ 本件宗教法人は、東京高裁平成７年２月１９日決定（以下「東京高裁平成７年決定」という。）を根拠として、法８１条１項１号所定の「法令に違反」について、民法は含まないと主張しています。

しかし、東京高裁平成７年決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在に化する」場合があり、そのような事態を防止するために法８１条の解散命令制度を設けたと述べており、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いています。

東京高裁平成７年決定の「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判示は、同決定の解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったことから、当該事案に対する判断として記載されたものであり、同決定が、民法を含まないとする根拠とはなりません。

○ これに対し、宗教法人法を所管する文部科学大臣としては、主に、以下の理由から、法８１条１項１号所定の「法令に違反」する行為に民事法上の規律や秩序に違反する行為も含まれると理解しています。

① 宗教法人の公益法人としての法人格は民法を根拠としており、公益に資する存在であることを理由に法人格を付与されている存在である。

したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象か

ら排除すべき理由はない。
むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人の存在が認められることは、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反しており、不適切あるいは不必要である。
② 法８１条１項１号所定の「法令に違反」の「法令」には、文理上、何ら制限はない。
③ 法の立法過程（昭和２６年３月２４日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。
○ そして、本件対象行為は、民法上の不法行為に該当しており、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、法８１条１項１号の解散命令事由に該当すると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（「法令に違反」について）
○ 平成７年２月１９日、東京高裁においてオウム真理教の宗教法人解散命令の決定がなされた。
これを根拠として、法８１条１項１号所定の「法令に違反」について、家庭連合は「民法は含まない」と主張している。
しかし、この東京高裁の決定は、宗教法人が「犯罪的、反道徳的・反社会的存在」になり得る場合があり、そのような事態を防止するために法８１条の解散命令制度を設けたと述べている。
つまり、解散命令制度が適用される場面として、犯罪成立以外も念頭に置いていることがわかる。
また、この東京高裁平成７年決定で「刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範に違反するもの」という判断を下した。
ただし、この文言は解散命令の対象が、大量殺人を目的として計画的に、組織的にサリンを生成したという事案であったため、この事案のみに対する判断として記載されたものである。
従ってこの決定が、民法を含まないとする根拠とはならない。

○ これとは別に、宗教法人法を所管する文部科学大臣として、主に以下の理由から、法８１条１項１号所定の「法令に違反」する行為に民法上の規律や秩序に違反する行為も含まれるとしている。

① 宗教法人は公益法人としての法人格が民法を根拠としており、公益に資する存在であることを理由に法人格を付与されている。

したがって、民法の規律や秩序に反する行為に及んだ宗教法人を解散命令制度の対象から排除すべき理由はない。

むしろ、民事法上の規律や秩序に違反する宗教法人は、宗教団体に法人格を付与する趣旨・目的に反し、不適切あるいは不必要である。

② 法８１条１項１号所定の「法令に違反」の「法令」には、文字通りの意味(文理上)においても、特定の法律を適用する様な制限はない。

③ 法の立法過程（昭和２６年３月２４日参議院文部委員会）においても、同号の定める「法令」には「法律、命令すべて」が含まれるとの理解がされていた。

○ そして、本件の献金勧誘行為、物品販売行為又は伝道活動は、民法上の不法行為に該当している。

しかも、本件対象行為により発生した被害も甚大であって、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる」ことから、

法８１条１項１号の解散命令事由に該当すると認めた。

**【ナンゾヤ改】**

**解散命令請求当時、家庭連合は「民法は含まない」としきりに主張していた。**

**しかし、宗教法人を所管するこの文化庁によって、いとも容易くそれが否定された。**

**家庭連合の自分たちにだけ通用する根拠なき理屈は他では意味をなさない事をこの際自覚するべきだ。**

**【小笠原の回答】**

**解散自由に民法を含むという解釈は、それを前提とするなら、違反規定を明確にするべきだと、家庭連合は反論している。どのような行為が犯罪になるのか明確にしないまま、**

**後付けの理由で罰するのは、罪刑法定主義に反する。また、このような解釈変更は訴求すべきではないが、東京高裁は訴求させた。最高裁判所は、これに対して明確に答えず、東京高裁決定を支持した。**

**文化庁は、家庭連合の清算が始まるやいなや、「民法も解散自由になる」と大宣伝を始めた。都道府県に通達を出し、各宗教団体の代表にも同様の手紙を出している**

**つまり、明確な基準もないまま、行政が「不法行為に反している」と判断すれば、「解散」することができる道筋ができてしまった。**

**これは、宗教行政が抑圧的なものとなる、恐ろしい方針である。**

第５回（9/15）

文化庁報告書の解説　第５回目

（「目的を著しく逸脱した」について）

○ 本件対象行為は、法８１条１項１号だけでなく、法８１条１項２号前段の解散命令事由にも該当すると認めました。

前記のとおり、宗教法人は、民法上、公益法人とされています。

公益法人は、会社等の営利法人とは対置される存在です。

宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているからです。

そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、宗教法人が公益法人として法人格を付与される根拠となっています。

そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法８１条１項２号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえます。

○ 本件対象行為は、以下のような点において、法人の財産的利得を目的として、献金等の獲得が優先され、信者やその親族が犠牲になることに配慮なく、多数の者を不安や困惑に陥れるなどして、その犠牲を余儀なくさせるようなものと認められました。

① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいうべき自主性・自発性を尊重されていないこと

② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利益を優先した方法であること

③ 信者に対し、信者の良心等よりも本件宗教法人の利益を図ることを優先し、その命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導がみられ、良心よりも本件宗教法人の利益を優先することとなった結果、多数の信者が本件対象行為を実践したと考えられること
④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること
⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと
⑥ 信者本人の子どもにも深刻な影響（本件宗教法人の信者が本件宗教法人に多額の献金をしたことにより家族関係が破綻、経済的に困窮した結果、貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど）を与えたこと

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当すると認めました。

○ 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されているにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせており、法８１条１項２号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（「目的を著しく逸脱した」について）
○ 本件対象行為(違法な物品販売や献金勧誘)は、法８１条１項１号だけでなく、法８１条１項２号前段の解散命令にも該当すると認めた。
家庭連合は、民法上、公益法人とされている。
宗教法人が公益法人である理由は、宗教団体が、宗教活動によって不特定多数者に精神的安定、あるいは精神的訓練を与えて、社会に貢献するものと期待されているから。

そして、このような宗教団体の公益的性格こそが、公益法人として法人格を付与される根拠となっている。
そのため、公益を損なう宗教法人の活動は、法８１条１項２号前段が定める「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当するといえる。

○ 本件対象行為は、以下のような点が認められた。
法人の財産的利得のために、信者やその親族が犠牲となるような多数の者を不安や困惑に陥れるなどした。
そうした犠牲を余儀なくさせるものと認められた。
① 個々の人々に対して、個別に積極的に、執拗に献金するように働きかけており、一般的に行われる寄付では当然の前提ともいうべき自主性・自発性が尊重されていないこと
② 献金勧誘等の手法（未証し勧誘や因縁トーク等）は、本件宗教法人の財産的利益を優先した方法であること
③ 本件宗教法人はその利益を図ることを優先するため、信者に対しその命令の善悪、法適合性や道徳的観点からの判断を禁止するような指導した。
その結果、多数の信者が本件対象行為を実践したと考えられること
④ 莫大な財産的被害が発生し、一人当たりの金額も相当多額であること
⑤ 献金等を働きかけるに当たり、様々な調査を実施して、相手方の資産状態や相手方の家庭における出費に関する決定権の有無等の情報を把握していたこと
⑥ 本件宗教法人の信者が多額の献金をしたことによってその家族関係が破綻、経済的に困窮した。
その結果、子どもは貧しい幼少期を過ごすことを余儀なくされ、大学への進学も断念せざるを得なくなるなど信者本人の子どもにも深刻な影響を与えた。

したがって、このような行為は、宗教活動を通じて不特定多数者の利益を図る公益的役割に反しており、「第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」に該当すると認めた。

○ 本来、宗教法人は、公益法人として、宗教活動によって不特定多数の者に心の平穏や精神的安定をもたらし、社会貢献する存在であると期待されている。

それにもかかわらず、本件対象行為は、人々に苦痛や苦悩を与え、生活の平穏を害するという負の影響を生じさせた。
これを法８１条１項２号前段の「著しく目的を逸脱する行為」に該当すると認めた。

**【ナンゾヤ改】**

**違法行為が解散命令の要件ではあるが、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと」もそれに当たる。**
**当然の条文である。**
**宗教法人は非課税と言う優遇措置を受けている。**
**公益性を期待しているからだが、それに反して社会に多大な迷惑をかけているならば、それだけで法人格を剥奪するべきであり、家庭連合はそれに匹敵する。**

**【小笠原の回答】**

**公益性は宗教法人の要件ではない。それが要件になると、宗教法人が自らの公益性を証明しなければならないことになる。宗教は、それ自体が存立要件なのであって、公益性を否定されたら宗教ではない、というのは、そもそも宗教のなんたるかを理解していない行政の一方的な解釈である。**
**宗教法人法第６条にも、「宗教法人は、公益事業を行うことができる。**
**２　宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる。」と書いてあるのであって、公益事業以外の事業を行うことは妨げられていない。**
**また、宗教法人の全ての事業を非課税にするという条文はない。宗教法人も、公益事業以外の事業に対しては課税されることになっている。従い、非課税が不適当だから解散というのは、間違っている。**

第６回（9/16）
（本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること）
○ 本件宗教法人は、本件宗教法人に対する損害賠償請求を認容した民事裁判において、教団の代表役員や教団幹部・役職員が本件対象行為を指示・命令したと認定されたものがないことを理由に、本件対象行為について、「宗教法人について」の行為とは評価でき

ないと主張しています。
しかし、解散命令は、公益活動のために付与された宗教法人の法人格を維持させることが不適切な場合、その法人格を消滅させるための制度です。
宗教法人では信者が様々な活動をしているのに、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしまいます。
ですから、「宗教法人について」「行為をしたこと」に該当する場合とは、直接の行為者と当該宗教法人の関係、当該行為者の立場、行為の目的、行為の経緯や態様、行為の効果の帰属やその結果などの事実関係を踏まえ、社会通念上、当該法人の業務ないし活動として行われたものと評価できる場合をさすべきです。

○ 本件宗教法人については、主に、以下の理由から、本件対象行為が、「本件宗教法人について」解散命令の要件に該当する事由があると判断しました。
① 本件対象行為は、本件宗教法人の信者によって、本件宗教法人の教義と関連付けて行われていること
② 本件対象行為の目的は、本件宗教法人に財産を得させることにあって、現に、本件対象行為により、本件宗教法人は、献金等を受け、財産を取得していたこと
③ 献金に関し、本件宗教法人の本部から各教会へ指示等が出され、各教会が献金獲得や物品販売に関与していたこと
④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと
⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段に該当する事由があると認めました。

私により分かりやすい表現に書き換え

（本件宗教法人について、解散命令事由に該当すること）
○ 家庭連合は、損害賠償を命じられた民事裁判において、教団の役員や幹部・役職員が

違法行為を指示・命令したと認定されたものがないことから、宗教法人としての行為とは評価できないと主張している。
宗教法人は公益活動のために付与された制度であるため、宗教法人の活動が公益活動としては不適切である場合、解散命令によってその法人格を消滅させることができる。
しかし、宗教法人の代表役員等の行為でないというだけで、宗教法人の行為とは評価できないということになれば、解散命令制度を設けた意味がなくなってしう。

○ 家庭連合は、主に、以下の理由から、本件対象行為が、解散命令の要件に該当すると判断した。
① 本件対象行為は、本件宗教法人の教義と関連付けて信者によって、行われていること
② 本件対象行為は、家庭連合に財産を得させることが目的であり、現に、本件対象行為により、家庭連合は、献金等を受け財産を取得していたこと
③ 本件宗教法人の本部から各教会へ献金についての指示等が出された事によって、各教会が献金獲得や物品販売に関与した。
④ 獲得した献金や物品販売の売上げが賞罰の対象となっていたこと
⑤ 本件対象行為は全国的に画一的な方法によって行われており、全国の教会を取りまとめる組織の存在がうかがえること

以上から、本件宗教法人について、法８１条１項１号及び２号前段に該当する事由があると認めた。

**【ナンゾヤ改】**
**所謂「霊感商法」や脅し騙しによる高額献金の強要が 32 件の訴訟によって違法行為であると認められた。**
**教団幹部は依然として自身の関与を否定している。**
**しかし、訴訟３２件の内 22 件は高い組織性がある事も認めらた。**
**違法な方法で得ていた事は、教団へ金を投じる目的であり、教会ごとにその献金額のノルマがある事が幾つかの場面で明らかになっている。**
**教団役員が関与していないと言うのは今さら言い訳にもなっていない。**

**【小笠原】**

**過去、不適切な献金勧誘行為があったことは、32 件の訴訟によって認定されている。しかし 2009 年のコンプライアンス宣言以降、このような事案はほぼない。家庭連合は、自ら問題を認識し、改善努力を重ねてきた。このことは、信者自身が感じていることであり、私自身も高額献金を要求されたことなどない。**

**しかし、文部科学省は、コンプライアンス宣言以降の状況については、一切触れていない。これを考慮するならば、とてもではないが解散に持ち込めないからであろう。**

**家庭連合は、これに対して、東京地裁・東京高裁に、コンプライアンス宣言以前と以後では全く改善されており、継続性はなく、解散の要件にはならない、ということを主張した。しかし東京地裁・東京高裁は、証拠がないにも関わらず、「不法行為があると推認される」「不法行為があるという可能性を否定できない」と言って解散を決定した。恐ろしいのは、東京高裁の決定には、教義が献金をするようになっているから、というとんでもない理由が入っていることである。教義を根拠として解散など、ありえないことである。**

第 7 回(9/17)

（結論）

○ 本件は、本件宗教法人の信者が、長期間にわたり、献金獲得や物品販売等に伴い、多数の人に対して財産的損害を与えたばかりでなく、その方々の家族を含めて、それらの方々に看過できない重大な悪影響を与え、甚大な被害を及ぼして全国的な社会問題として扱われるまでに至ったというものです。

本件宗教法人の法人格は、不法行為ないし目的逸脱行為による財産獲得の受け皿として機能したものであって、このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白です。

これらのことから、本件宗教法人に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとしました。

以 上

私により分かりやすい表現に書き換え

（結論）

○ 家庭連合は信者によって長期にわたって脅し騙しによる高額献金の強要や法外な値段での物品販売を行ってきた。

これにより、その被害者たちに財産的損害を与えたばかりでなく、その人達の家族を含めて、看過できない重大な悪影響を与えてきた。

このことで、甚大な被害を及ぼして全国的に社会問題として扱われるまでに至った。

家庭連合は宗教法人であるにも関わらず、これらの不法行為ないし目的逸脱行為によって財産獲得の受け皿として機能していた。

このような事態が宗教団体に法人格を付与した趣旨に反したものであることは明白。

これらのことから、本件宗教法人である家庭連合に対して直ちに解散が命じられるべきであると判断し、解散命令請求をすることとした。

以 上

**【ナンゾヤ改】**

**解散命令請求の判断があまりにも遅すぎた。**

**そこには政治的圧力への忖度が働いたとしか思えない。**

**今回の請求のタイミングとしては、安倍晋三元総理の死去の直後から報道機関や SNS などによる家庭連合の反社会的活動について一斉に報道された後の事であった。**

**そこには自民党、とくに安倍派の議員の多くが、反社会的団体として位置付けられた家庭連合との関係が発覚され、それが報じられた。**

**自民党は与党としての存続の危機として受け止め、当時の総裁である岸田氏は自民党議員と家庭連合との関係を断絶する事を宣言した。**

**そして、首相としては解散命令請求の検討を支持せざるを得なかった。**

**この事が家庭連合からすると大きな転換点であった。**

**【小笠原】**

**自民党や岸田氏をはじめとした議員が、保身のために家庭連合と関係断絶をしたのは、そのとおり。民主主義の根底を否定する愚行であった。**

文部科学省は、過去解散せず、この期に及んで解散することについては、判断に整合性がないと認識していた模様。そのため、苦し紛れにコンプライアンス宣言後の不法行為について陳述書を作ったが、それが捏造であったことが判明している。また、３２件の訴訟の約半数が、拉致監禁・強制棄教の被害者であることも隠している。このような、結論ありきの宗教行政は、今後あってはならない。正しい宗教行政が行われるためにも、当事者である家庭連合の信者が、不当を訴え続ける必要があると考える。